

可動式突入防止装置装着助成金交付要綱

社団法人 山口県トラック協会

平成20年 1月31日制定

(事業趣旨)

第1条 社団法人山口県トラック協会(以下「本会」という。)は、本会会員事業者(以下「事業者」という。)のダンプ車両が作業の都合によって行う固定式突入防止装置の取外しを防止し、不正改造車両(突入防止装置未装着車両)の追放を図るべく、可動式突入防止装置の装着を促進するため、装置装着経費の一部を助成する。

(定義)

第2条 「可動式突入防止装置」(以下「装置」という。)とは、道路運送車両の保安基準(第18条の2)及び保安基準の細目告示(第180条)の基準に適合するものをいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、第4条に定める装置をダンプ車両に取り付ける事業者とする。

(対象装置)

第4条 助成の対象となる装置は、次のとおりとする。

(1)第2条の定義に準ずる装置(自動式・手動式は問わない)

(2)バンパとステイのセット(ステイのみでも可)

(助成金の交付額等)

第5条 助成対象装置を装着した場合の助成金の交付額は、装置装着一式に対し、車両総重量8t以上の車両については15万円(取付費含む)、車両総重量8t未満の車両については10万円(取付費含む)を交付する。ただし、装置装着費の実費額が既定交付額より低い場合は、実費額とする。また、1事業者につき10台分までとする。

(交付申請)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「可動式突入防止装置装着助成金交付申請書」を、本会に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 本会は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請

に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式2の「可動式突入防止装置装着助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。

2 本会は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、装置装着が完了したときは、様式3の「可動式突入防止装置装着助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」を本会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第9条 本会は、前条の実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 事業者は、交付決定後、申請内容を変更または取下するときには、速やかに様式4の「可動式突入防止装置装着助成金交付申請(変更・取下)届出書」を、本会に提出しなければならない。

(装置の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象の装置を導入の日から起算して3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

(附 則)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。